

個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充されました。

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村に対する寄附金税制が抜本的に拡充されました。

制度概要

都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、5千円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と住民税合わせて全額が控除されます。

平成20年1月1日以後に都道府県・市区町村に支出した寄附金が対象となり、寄附をした翌年度の住民税から控除されます。(所得税については現年分から控除されます。)

住民税の地方公共団体に対する寄附金税制

控除対象者	個人住民税所得割の納税義務のある方
寄附金控除の対象となる地方公共団体の範囲	都道府県又は市区町村
控除方式	税額控除方式
控除率	地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と住民税合わせて全額控除 (税額控除の計算式) と の合計額を税額控除 (地方公共団体に対する寄附金 - 5千円) × 10% (地方公共団体に対する寄附金 - 5千円) × (90% - 0~40%) (寄附金に適用される所得税の限界税率) の額については、個人住民税所得割の1割を限度
控除対象限度額	総所得金額等の30%(地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)
適用下限額	5千円

寄附金控除の手続き

寄附金控除を受けるためには、寄附を行った方が、都道府県・市区町村が発行する領収書等を添付して申告を行っていただく必要があります。

(所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。所得税の確定申告を行わない方は、住所地の市区町村に住民税の申告を行っていただく必要があります。)(

(注) 住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに住所地の市区町村に申告することもできますが、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/czaisei/czais.html> の「個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充されました」をクリックしますと、個人住民税の寄附金税制の詳細や複数のモデルケースが掲載されていますのでご覧ください。